

～長野県外で産後ケアを利用される方へ～

## 産後ケア事業利用料の一部を助成します

里帰り出産などで県外の医療機関や助産所で利用した産後ケア事業の利用料を助成します。希望される方は、下記事項をお読みいただき、申請してください。

### 対象となる方

県外の医療機関等を受診する日・申請する日において千曲市に住所がある出産後 1 年未満の産婦及びその子。

\*ただし、市が指定する利用形態(宿泊型、通所型 4 時間・8 時間、訪問型)で利用した方に限ります。

### 産後ケアの内容

- ・母親の身体的ケア、保健指導及び栄養指導
- ・母親の心理的ケア
- ・適切な授乳が実施できるためのケア(乳房ケアを含む)
- ・育児の手技についての具体的な指導及び相談
- ・生活の相談及び支援

### 助成回数

助成回数は、市が委託する医療機関等で利用した回数を含み、7 回までです。

### 助成額

自己負担した費用について、限度額の範囲内で下記のとおり払戻しをします。

利用形態	助成額	助成上限額
宿泊型	費用の 8 割	22,700 円/回
通所型(8 時間)	費用の 8 割	10,600 円/回
通所型(4 時間)	費用の 8 割	5,800 円/回
訪問型	費用の 8 割	8,000 円/回
多胎児・きょうだい児の加算	費用の 8 割	

- ・支援の内容に含まれない費用等は、助成対象外です。
- ・生活保護世帯及び市民税非課税世帯に該当する場合は、助成額が異なります。
- ・宿泊型の場合は、助成額と助成上限額のどちらか少ない額に 2,500 円/回を加算した額となります。

### 申請期間

産後ケアの利用日から 90 日以内

## 利用までの流れ

### ① 申請書類

あらかじめ、健康推進課母子保健係で申請書類を受け取ってください。

### ②利用予定の医療機関等への事前相談

事前に、利用予定の県外の医療機関等に別紙『千曲市産後ケア事業の実施について（お願い）』『産後ケア実施記録』を確認いただき、対応可能かご相談ください。

### ③産後ケアを利用

1. 母子健康手帳を持参し、産後ケアをご利用ください。  
産後ケアの利用料金を全額自己負担で支払い、領収書（診療明細書）と「産後ケア実施記録」を受取る。
2. 母子健康手帳に、産後ケアの利用について記入してもらう。

### ④助成金の申請

下記の書類を健康推進課保健センター母子保健係へご提出ください。申請内容について審査したうえで、後日指定口座に助成額を振り込みます。

#### 【提出書類】

1. 千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払申請書
2. 産後ケア実施記録（産後ケアを利用した医療機関等で記入済みのもの）
3. 千曲市産後ケア事業利用者負担額償還払交付請求書（請求者は申請者と同一）
4. 領収書(原本)（利用者氏名、利用額、利用日、医療機関または助産所氏名が記載されたもの）
5. 母子保健手帳「表紙、出生届済証明(16頁)、産後ケアの記録(16頁)のコピー」

\*問い合わせ先(書類の交付・提出先)\*

千曲市健康福祉部健康推進課保健センター母子保健係  
電話 026-273-1111(内線:2133)